

## Ⅱ. 安全・安心に暮らせる

### ■ 自然災害に強い土地利用の規制・誘導

#### ① 災害リスクの高い区域における都市的土地利用の制限

##### 現 状

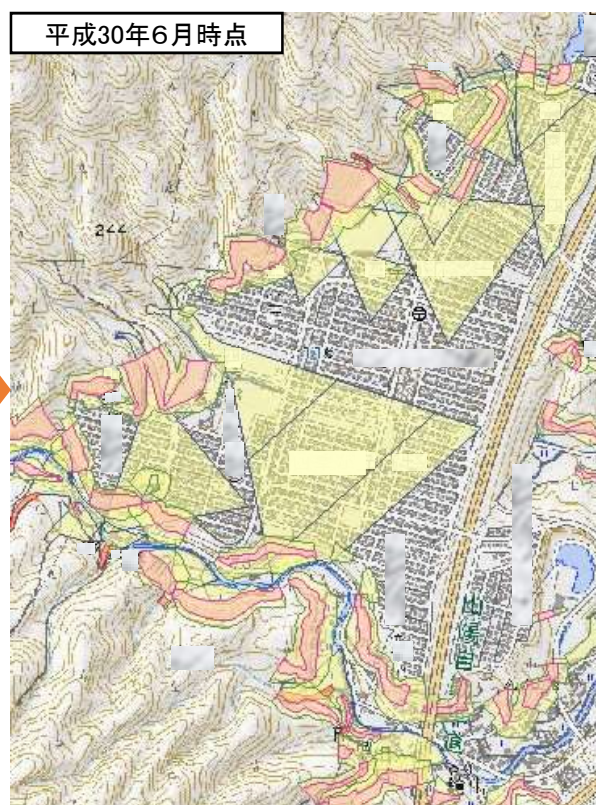
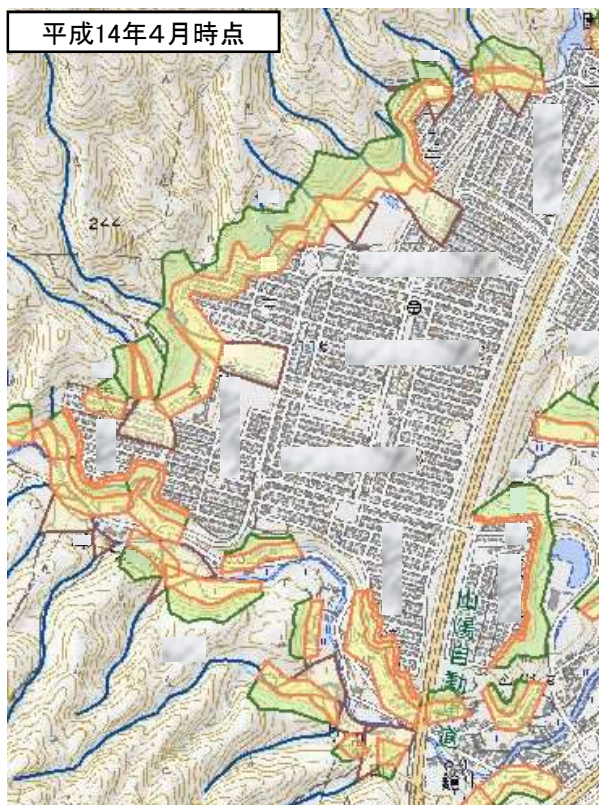
災害リスクの高い区域の指定が進み、危険な土地の区域に市街地が形成されている状況が明らかになっている【Ⅱ－①－1，2】。

平成30年7月豪雨による災害では、災害リスクの高い区域において甚大な被害が生じており【Ⅱ－①－3，4】，土砂災害による死者の約9割が，土砂災害警戒区域などの危険箇所で被災している【Ⅱ－①－5】。また，県内で9,000戸近い住宅が洪水・内水災害などによる浸水被害を受けた。

自然災害による被害を未然に防ぐため，都市的土地利用を制限【Ⅱ－①－6】するなど，県内市町や関係部局と連携しながら検討していく必要がある。

#### ■ Ⅱ－①－1 土砂災害警戒区域等の指定状況の変遷

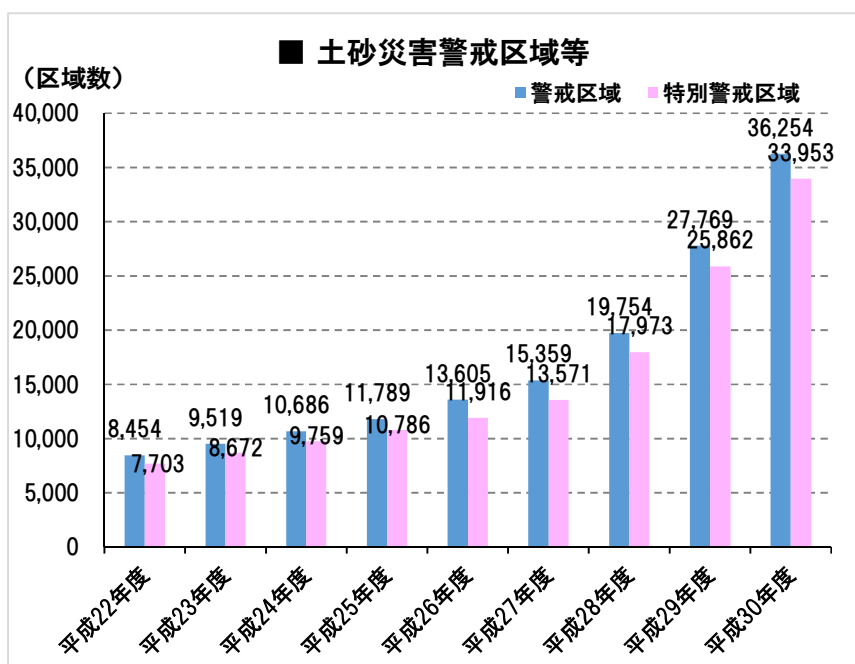
・土砂災害防止法の策定及び改正に伴い，基礎調査の実施・結果公表が進み，市街地に土砂災害警戒区域等の指定が進んでいる。



資料：土砂災害ポータルひろしま(広島県)

## ■ II-①-2 土砂災害警戒区域等の指定状況

- ・土砂災害警戒区域等の指定は、平成30年度には、特別警戒区域が約3.4万箇所、警戒区域は約3.6万箇所になっている。
- ・区域指定などの手続が未完了箇所も多く残存することから、指定箇所が増加する見通しである。



資料: 土木建築行政の概要(広島県)より作成

## ■ II-①-3 平成30年7月豪雨の被害状況

- ・平成30年7月豪雨では、県内で土砂災害などにより死者・行方不明者114名(災害関連死含まず)、住宅も全壊・半壊など約15,600棟が被害を受ける甚大な被害が発生した。
- ・道路、JRなどの交通インフラも甚大な被害が多発しており、通行止め区間の復旧に向けた作業が進められている。

市町村名	人的被害					住家被害			
	死亡	行方不明	重傷	軽傷	計	全壊	半壊	一部損壊等	計
広島市	23	2	12	18	55	111	358	2,002	2,471
呉市	28(3)		5	17	50	323	897	1,989	3,209
竹原市	6(2)			4	10	24	312	267	603
三原市	14(6)		2	9	25	288	699	853	1,840
尾道市	2		2	6	10	31	45	575	651
福山市	3(1)		5	2	10	14	77	2,143	2,234
府中市	3(1)		1		4	7	35	111	153
三次市						1	3	484	488
庄原市						2	23	284	309
大竹市				1	1			39	39
東広島市	19(7)	1	16	12	48	44	110	885	1,039
廿日市市							3	7	10
安芸高田市	2	1			3	1	1	108	110
江田島市			3	1	4	8	25	138	171
府中町				2	2	2	17	117	136
海田町	2(1)		4	1	7	16	83	327	426
熊野町	12		10		22	21	19	87	127
坂町	18(2)	1	4	8	31	263	896	295	1,454
安芸太田町								1	1
大崎上島町						1	16	94	111
北広島町								6	6
世羅町			2		2	3	1	67	71
神石高原町	1(1)				1		4	15	19
計	133(24)	5	66	81	285	1,160	3,624	10,894	15,678

※死亡欄の( )は災害関連死として認定された人数(内数)

資料: 平成30年7月豪雨災害による被害等について(R1.6.5時点)(広島県ホームページ)より作成





■ II-①-4 平成30年7月豪雨による被災現場の状況

- ・平成30年7月豪雨では、多くの溪流で土石流が発生し、土砂災害特別警戒区域に指定された区域において、甚大な被害が生じた地区がある。
- ・市街化区域内でも、土砂災害特別警戒区域に指定された区域において、土石流により家屋倒壊などの被害が生じた地区がある。



資料：土砂災害ポータルひろしま（広島県）より作成



資料：ひろしま地図ナビ（広島市）より作成

■ II-①-5 人的被害発生箇所における土砂災害警戒区域の指定状況

・平成30年7月豪雨において、被災位置が特定できた死者のうち、土砂災害警戒区域内などで被災した死者は約9割である。

○土砂災害による死者は119名（53箇所）、このうち現時点で被災位置が特定できたのは107名（49箇所）

○うち、94名（42箇所）は土砂災害警戒区域内等で被災

※ 平成30年8月15日 13:00時点

※ 今後の精査により、情報が変わる可能性がある。

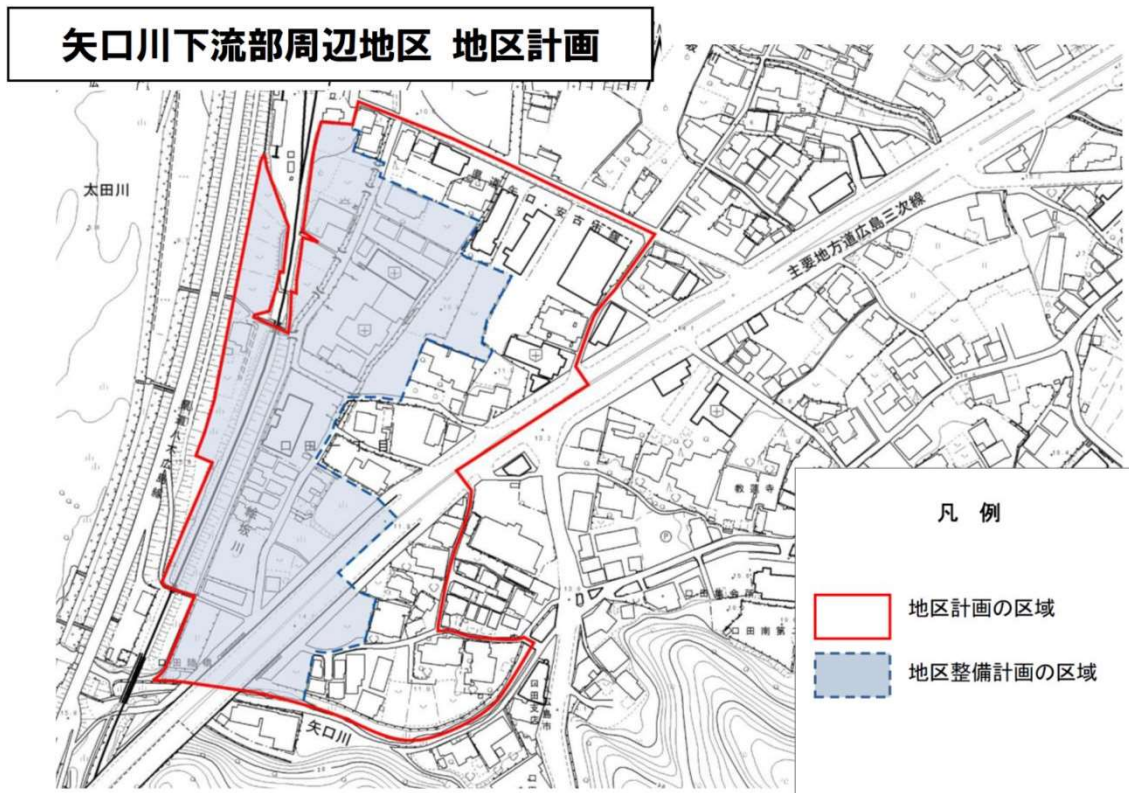
	全国	その他府県 (愛媛県、京都府、岡山県、山口県等)	広島県
区域内	69名(32箇所)	28名(17箇所)	41名(15箇所)
区域外 (基礎調査は未了だが危険箇所として把握)	25名(10箇所) 94/107名(88%)	1名(1箇所) 29/32名(90%)	24名(9箇所) 65/75名(87%)
区域外(上記以外)	13名(7箇所)	3名(2箇所)	10名(5箇所)
不明	12名(4箇所)	0名(0箇所)	12名(4箇所)
計	119名 (53箇所)	32名 (20箇所)	87名 (33箇所)

資料:実効性のある避難を確保するための土砂災害対策検討委員会(第1回資料)  
(国土交通省ホームページ)

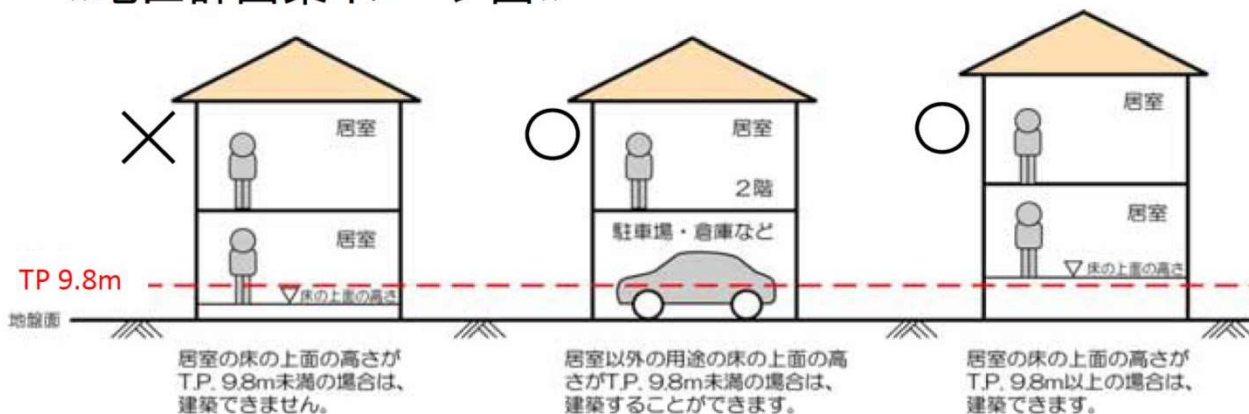


■ II-①-6 災害リスクの高い地域における地区計画の活用

・広島市の矢口川下流部周辺地区では、近年の集中豪雨発生による家屋の床上浸水を伴う内水被害が度々発生していることから、床上浸水被害を受けにくい建築物の建築などを誘導し、災害に強い市街地の形成を図るため、地区計画で、「建築物等の形態又は意匠の制限」を定めている。



《地区計画案イメージ図》



地区計画に T.P(海拔)9.8m より低い高さの家屋の建築の防止を定める

資料: 第15回気候変動に適應した治水対策検討小委員会  
「まち・地域と連携した適應策について」(国土交通省ホームページ)

## Ⅱ. 安全・安心に暮らせる

### ■ 自然災害に強い土地利用の規制・誘導

#### ② 流域保水機能や土砂流出防止機能を有する 森林や緑地及び農地などの保全の推進

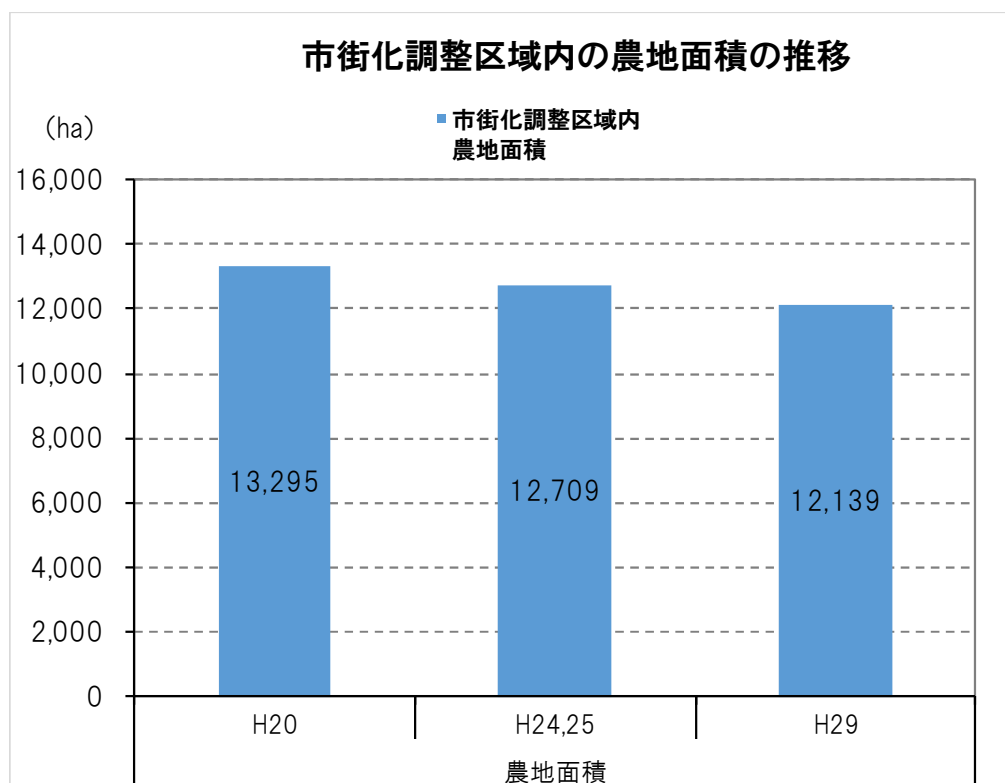
##### 現 状

市街化調整区域や都市縁辺部にある森林や優良農地は、地球環境を保全する貴重な緑地であるとともに、土砂流出を防備するなど、災害を未然に防ぐ機能を兼ね備えている。

しかし、住宅地のミニ開発などの都市的土地利用の進行により、農地などは減少傾向にある【Ⅱ－②－1】。

#### ■ Ⅱ－②－1 市街化調整区域内の農地面積の推移

・県内の市街化調整区域内の農地面積は減少傾向にある。





## Ⅱ. 安全・安心に暮らせる

### ■ 災害に強い都市構造の構築

#### ③ 密集市街地の防災性の向上

##### 現 状

密集市街地は、老朽化した木造建築物が密集し、狭隘な道路が多く、公園などの都市基盤施設が不足するなど基盤整備が不十分なまま市街化が進んだ地区が多い。

震災時などに地区内で火災が発生した場合、狭隘な道路により消防活動や避難が困難となったり、密集した木造住宅による延焼の拡大など、大規模な被害が発生することが懸念される【Ⅱ－③－1】。

加えて、敷地規模が狭小で、接道義務など建築制限に不適合な建築物が多いなどの市街地特性から、各敷地単独では従前の床面積を確保した建替えができない場合が多く、土地・建物に関する権利関係が複雑であることも多いことから、一般の市街地に比べ自力での建替えが進みにくい状況にある【Ⅱ－③－2】。

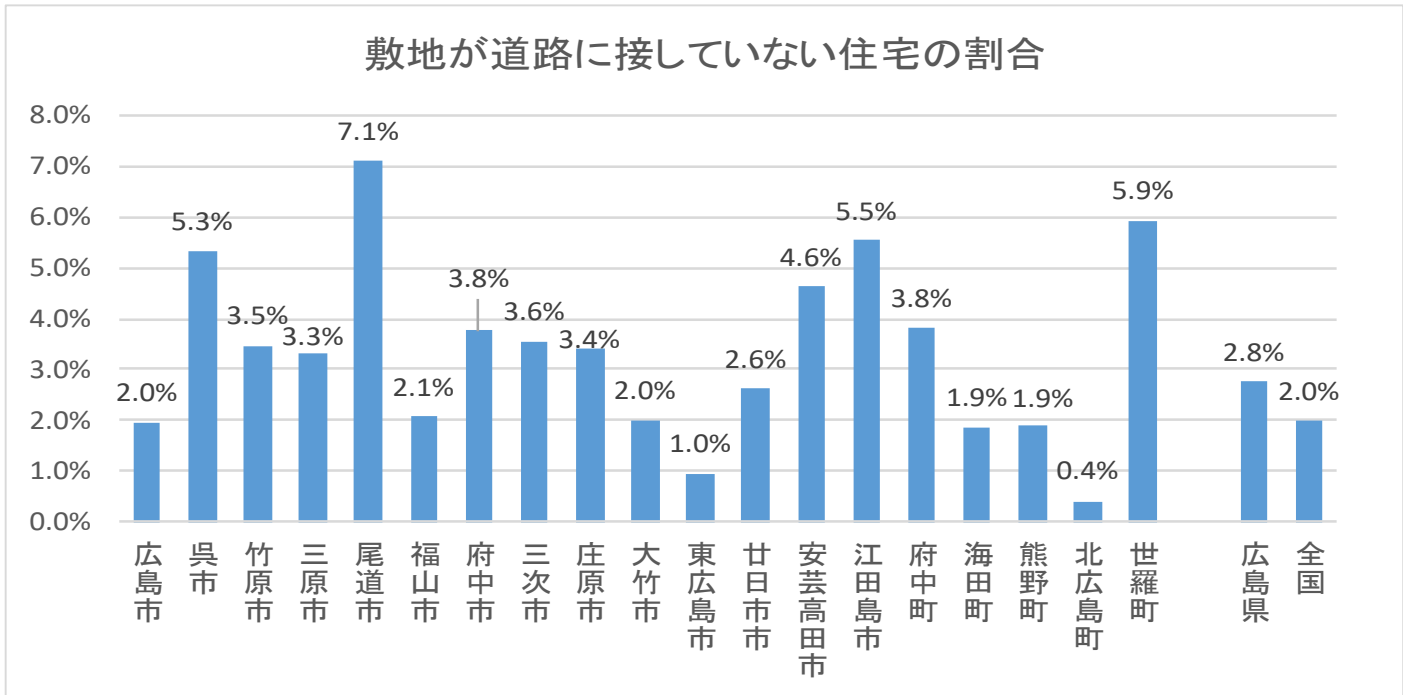
#### ■ Ⅱ－③－1 密集市街地の事例

- ・木造住宅が密集した市街地や斜面地に形成された市街地においては、道路などの都市基盤施設の整備が遅れており、緊急車両が進入することが困難なため、火災などへの防災性が低くなっている。
- ・敷地によっては接道要件を満たしていないため、建築物の更新が進まず、老朽化した空き家が点在している。



■ II-③-2 敷地が道路に接していない住宅の割合

- ・広島県全体の数値は全国値を上回っている。
- ・市町別では尾道市が最も高く、次いで世羅町、江田島市、呉市の順である。



資料：平成25年住宅・土地統計調査（総務省）より作成



## Ⅱ. 安全・安心に暮らせる

### ■ 災害に強い都市構造の構築

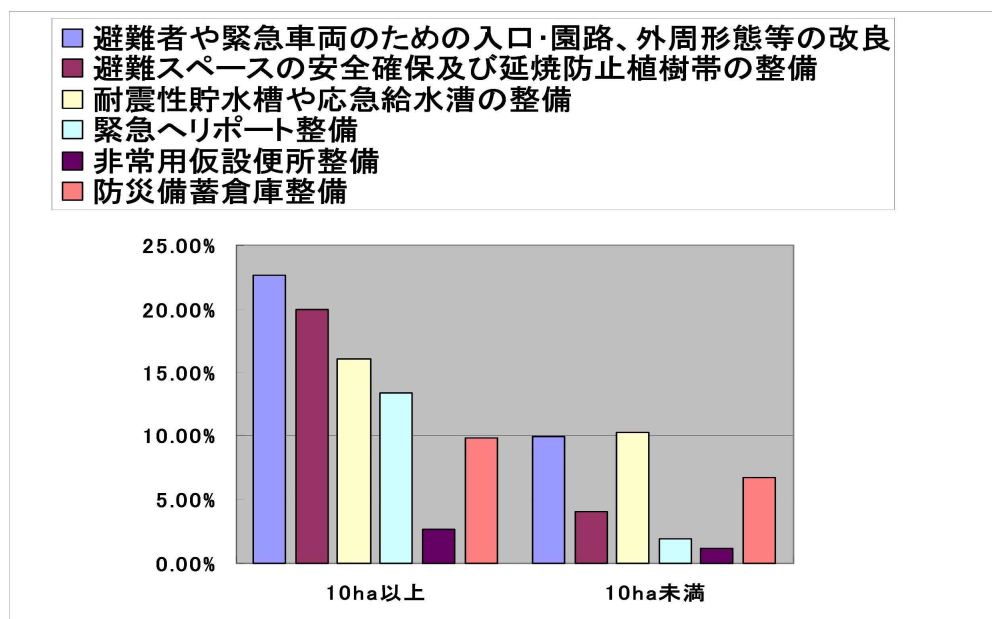
#### ④ 防災拠点となる公園・緑地の整備

##### 現 状

公園・緑地は、災害時などには避難地としての機能を果たすが、広域避難地に指定されている公園での防災設備の整備は全国的に進んでおらず、不十分な状況となっている【Ⅱ－④－1】。

#### ■ Ⅱ－④－1 避難地に指定されている公園の防災施設の整備状況

・国土交通省が行った調査によると、広域避難地に指定されている公園において、防災設備の整備が進んでいない状況となっている。



資料:2007年・第1回みどりの技術フォーラム「都市公園の防災性能の評価に関する研究」  
(国土交通省 国土技術政策総合研究所)

## Ⅱ. 安全・安心に暮らせる

### ■災害に強い都市構造の構築

#### ⑤交通ネットワークなどの代替機能の向上

##### 現 状

災害発生時に救命救援や緊急物資輸送を担う緊急輸送道路では、道路改良や道路付け替えなどの整備を必要とする区間が残っている【Ⅱ－⑤－1】。

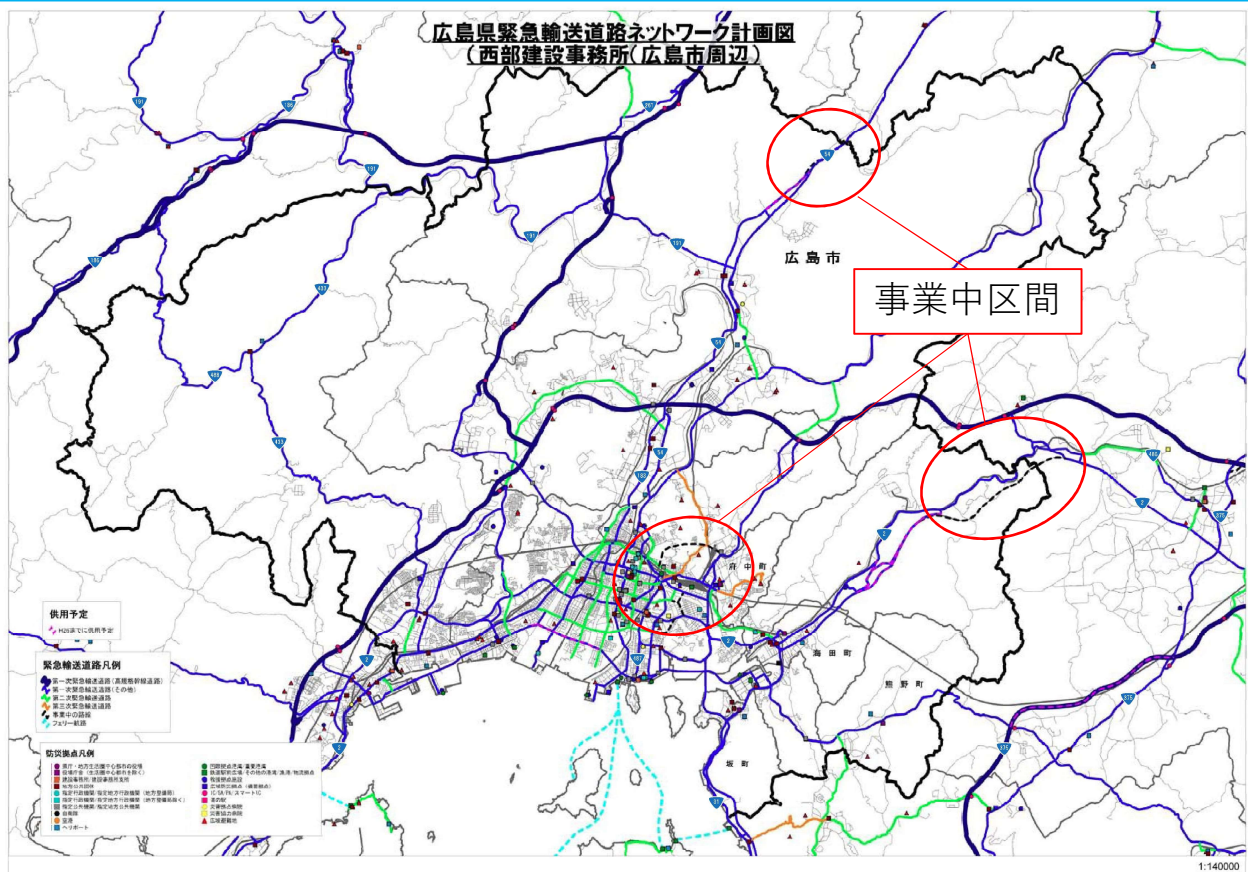
県内に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨災害では、交通機関が長期間不全となっており、特に幹線道路が途絶したことが被災後の復旧・復興の大きな支障となった。

また、集落に連絡する道路が災害脆弱でかつ単路線である地域も少なくなく、災害時では最大26地区で集落の孤立が発生した【Ⅱ－⑤－2, 3】。

被災した幹線道路には、地下に光通信ケーブルを埋設しているものもあり、これが断線していた場合、情報ネットワークサービスに重大な支障が発生していた可能性もある。

#### ■Ⅱ－⑤－1 緊急輸送道路ネットワーク図

・災害時に避難・救助をはじめ、物資供給などの応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線である緊急輸送道路のうち、整備が完了していない区間が残っている。

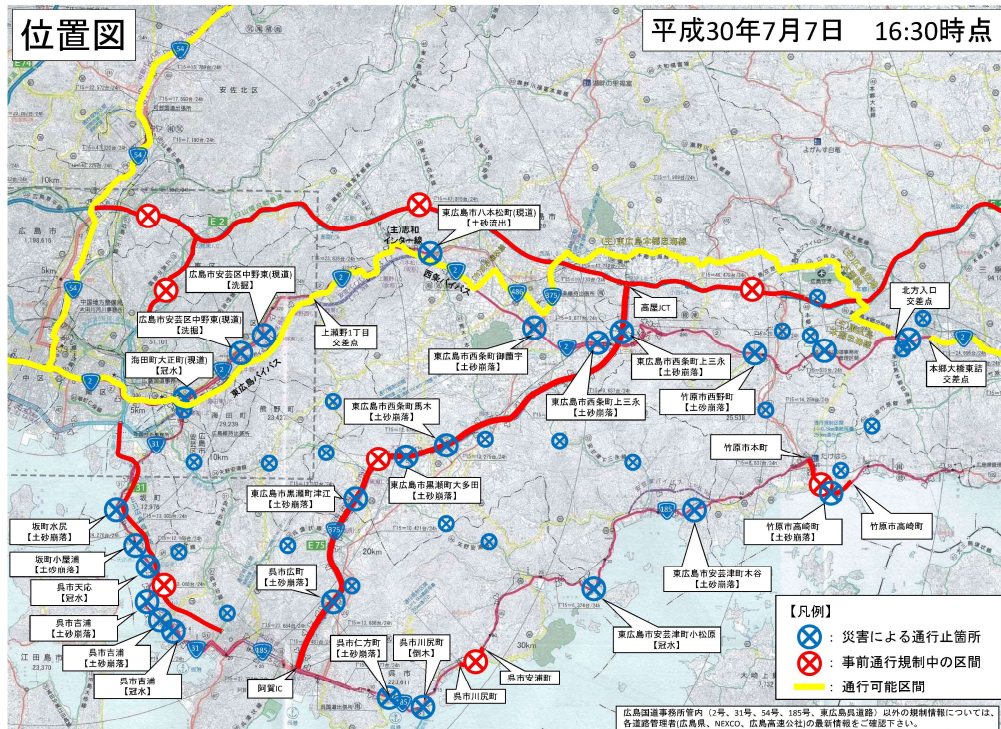


資料：広島県緊急輸送道路ネットワーク計画「西部建設事務所(広島市周辺)」  
(広島県ホームページ)



## ■ II-⑤-2 被災後の通行止め区間情報図

・平成30年7月豪雨では、土砂崩落などによる道路の通行止めが多数発生した。



資料：広島国道事務所管内の通行止め箇所【第4報】(広島国道事務所ホームページ)

## ■ II-⑤-3 平成30年7月豪雨で孤立した地区(県まとめ)

・平成30年7月豪雨では、県内の8市2町で交通ネットワークの寸断により、一時孤立状態となった集落が発生した。

市町名	地区名	世帯数	人数
広島市	清山団地	確認中	確認中
呉市	安浦地区	5000	11000
呉市	野呂山高原ロッジ	調査中	15
呉市	川尻地区	3070	8500
呉市	仁方町戸田	170	300
呉市	広小坪地区	880	1900
呉市	広長浜地区	700	1300
呉市	見晴3丁目の一部	10	確認中
呉市	豊地区	1052	1805
呉市	豊浜地区	900	1300
呉市	蒲刈地区	950	1700
呉市	下蒲刈地区	750	1400
呉市	倉橋町長谷	39	59
江田島市	沖美町高祖	872	1703
江田島市	沖美町美能		
江田島市	沖美町三吉		
坂町	小屋浦地区	830	1800
坂町	水尻地区		
神石高原町			
竹原市	戸石地区	不明	6~7
竹原市	宿根地区	不明	25
東広島市	安芸津町三津地区	6	5人以上
東広島市	河内町入野地区	1	7
東広島市	河内町大和地区	16	38
三次市	藤根原地区	7	不明
三原市	下畑・花園地区	不明	不明
庄原市	西城		

資料：平成30年7月豪雨災害による被害等について(第15報, 第16報) (広島県ホームページ)

## Ⅱ. 安全・安心に暮らせる

### ■ 災害に強い都市構造の構築

#### ⑥ 建築物や宅地の耐震化・防災対策の推進

##### 現 状

県内にある建築物は、旧耐震基準以前に建築された老朽建物も今なお数多く現存し、こうした建築物は、耐震改修や建物更新を必要とする【Ⅱ－⑥－1】。

また、老朽化した木造建築物が密集した地区では、火災が発生した場合、狭隘な道路により消防活動や避難が困難となり、延焼の拡大など、大規模な被害が発生することが懸念される。

住宅需要の受け皿として造成された住宅団地などでは、地形改変による大規模な盛土地があるなど、地震などに脆弱な住宅地も数多く点在している【Ⅱ－⑥－2】。

#### ■ Ⅱ－⑥－1 住宅・建築物の耐震化率

- ・広島県の住宅・建築物の耐震化率では、平成27年度末時点で、多数の者が利用する建築物は86.4%、住宅は79.2%であり、耐震性のない建物が未だ残存している。
- ・住宅の耐震化率では、全国の82%(H25)を下回っている。

##### ① 多数の者が利用する建築物

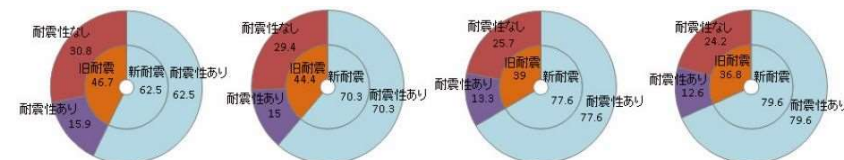


平成 18 年 3 月	平成 22 年 1 月	平成 27 年度末 (推計)
総棟数：14,712 棟	総棟数：17,622 棟	総棟数：19,908 棟
耐震性あり：11,834 棟	耐震性あり：14,544 棟	耐震性あり：17,199 棟
耐震性なし：2,878 棟	耐震性なし：3,078 棟	耐震性なし：2,709 棟
耐震化率：80%	耐震化率：82.5%	耐震化率：86.4%

※ 多数の者が利用する建築物耐震改修促進法第14号各号に掲げる用途・規模の要件に該当するすべての建築物。

- (用途例)
- ・小学校、中学校等
  - ・高校、大学等
  - ・体育館等運動施設
  - ・病院、診療所
  - ・劇場、集会場等
  - ・店舗、飲食店等
  - ・ホテル、旅館
  - ・その他

##### ② 住宅



平成 15 年度	平成 20 年度	平成 25 年度	平成 27 年度 (推計)
総戸数：109.2 万戸	総戸数：114.7 万戸	総戸数：116.6 万戸	総戸数：116.4 万戸
耐震性あり：78.4 万戸	耐震性あり：85.3 万戸	耐震性あり：90.9 万戸	耐震性あり：92.2 万戸
耐震性なし：30.8 万戸	耐震性なし：29.4 万戸	耐震性なし：25.7 万戸	耐震性なし：24.2 万戸
耐震化率：72%	耐震化率：74.3%	耐震化率：77.9%	耐震化率：79.2%

##### 【全国との比較】



図 3-3 多数の者が利用する建築物の耐震化率の推移

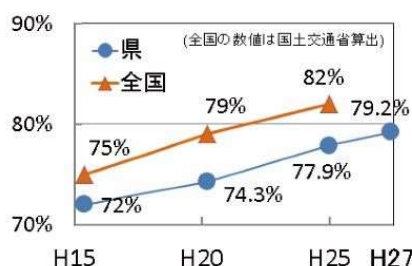


図 3-4 住宅の耐震化率の推移

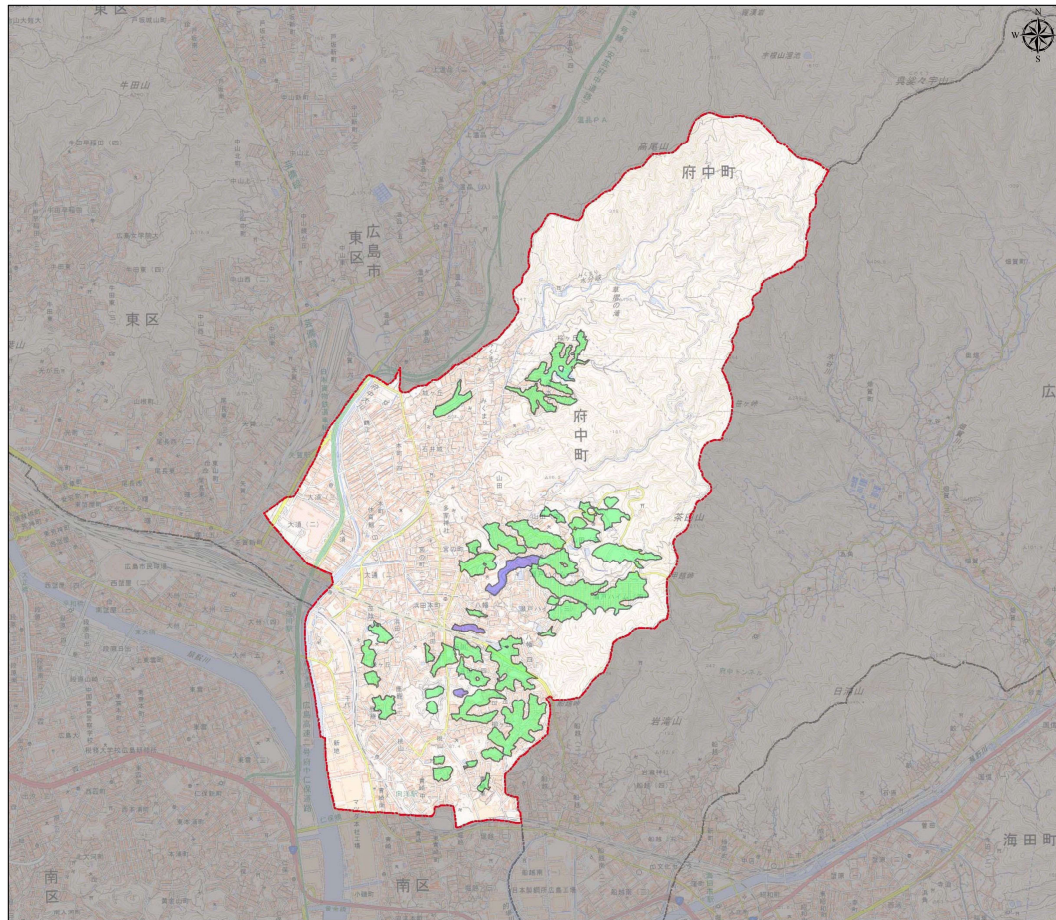
資料：広島県耐震改修促進計画（第2期計画）（広島県）



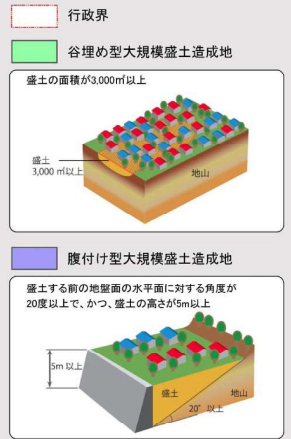
## ■ II-⑥-2 大規模盛土造成マップ

・大規模な盛土造成が行われた地区が、市街地の外縁部を中心に多く存在している。

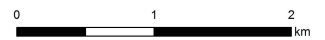
### 大規模盛土造成地マップ 府中町



#### 凡例



このマップは、大規模盛土造成地の概ねの位置と規模を示すものであり、マップに示された箇所が地震時に必ずしも危険というわけではありません。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平29情報、第1622号) なお、この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

資料: 大規模盛土造成地マップの公表について(広島県ホームページ)



## Ⅱ. 安全・安心に暮らせる

### ■ 災害に強いまちづくりの普及・啓発

#### ⑦市町の復興まちづくり計画策定に向けた取組の推進

##### 現 状

県による「広島県災害復興都市計画マニュアル」【Ⅱ-⑦-1】は策定されているが、市町での計画策定は進んでいない。平成30年7月豪雨などの大規模災害時にも迅速に復旧・復興の体制を構築し、的確な対応を行っていくために、各市町でのマニュアル作成や事前の模擬訓練の実施などの県市町職員の復興体制の強化を図っていく必要がある【Ⅱ-⑦-2】。

#### ■ Ⅱ-⑦-1 広島県災害復興都市計画マニュアル

・本県においては、災害発生直後から所要の手段を的確に講じ、迅速な復興を図るため、必要な都市計画上の対応について、被災後から復興まちづくり計画の策定や事業着手までのプロセスなどを示す、「広島県災害復興都市計画マニュアル」を平成27年3月の策定している。

The screenshot shows the Hiroshima Prefecture website. At the top, there is a navigation bar with the Hiroshima Prefecture logo and the text 'ひろしま未来チャレンジビジョン'. Below this, there are several colored buttons: '人づくり' (orange), '新たな経済成長' (blue), '安心な暮らしづくり' (pink), and '豊かな地域づくり' (green). A search bar contains the text 'チャレンジビジョンとは'. The main content area has a breadcrumb trail: 'トップページ > 組織でさがす > 土木建築局 > 都市計画課 > 広島県災害復興都市計画マニュアル'. The title '広島県災害復興都市計画マニュアル' is displayed in a large red box. Below the title, there is a '印刷用ページを表示する' button and the date '掲載日: 2015年4月22日'. The main text describes the manual's purpose: '大規模災害により人口が集中する都市に甚大な被害を生じた場合、地域の活力を損なわないため、住民の生活再建や経済・産業活動の再開に向けて、災害発生直後から所要の手段を的確に講じ、迅速な復興を図る必要があります。' It also states: 'ここでの都市計画の役割は、不良な街区の形成を防止し、市街地の緊急かつ健全な復興を図るために必要な公共施設の計画や市街地開発事業などの都市計画決定を、短期間に平時と異なるプロセスで決定していくことであり、通常の都市計画決定とは異なる対応を求められることとなります。' Finally, it notes: '本県では、このために必要な都市計画上の対応について、被災後から復興まちづくり計画の策定や事業着手までのプロセスなどを示す「広島県災害復興都市計画マニュアル」を平成27年3月に策定しました。'

資料: 広島県災害復興都市計画マニュアル(広島県ホームページ)

■ II - ⑦ - 2 平成30年7月豪雨の被害状況

- ・平成30年7月豪雨では、県内で土砂災害などにより死者・行方不明者114名（災害関連死含まず）、住宅も全壊・半壊など約15,600棟が被害を受ける甚大な被害が発生した。
- ・道路、JRなどの交通インフラも甚大な被害が多発しており、通行止め区間の復旧に向けた作業が進められている。

市町村名	人的被害					住家被害			
	死亡	行方不明	重傷	軽傷	計	全壊	半壊	一部損壊等	計
広島市	23	2	12	18	55	111	358	2,002	2,471
呉市	28(3)		5	17	50	323	897	1,989	3,209
竹原市	6(2)			4	10	24	312	267	603
三原市	14(6)		2	9	25	288	699	853	1,840
尾道市	2		2	6	10	31	45	575	651
福山市	3(1)		5	2	10	14	77	2,143	2,234
府中市	3(1)		1		4	7	35	111	153
三次市						1	3	484	488
庄原市						2	23	284	309
大竹市				1	1			39	39
東広島市	19(7)	1	16	12	48	44	110	885	1,039
廿日市市							3	7	10
安芸高田市	2	1			3	1	1	108	110
江田島市			3	1	4	8	25	138	171
府中町				2	2	2	17	117	136
海田町	2(1)		4	1	7	16	83	327	426
熊野町	12		10		22	21	19	87	127
坂町	18(2)	1	4	8	31	263	896	295	1,454
安芸太田町								1	1
大崎上島町						1	16	94	111
北広島町								6	6
世羅町			2		2	3	1	67	71
神石高原町	1(1)				1		4	15	19
計	133(24)	5	66	81	285	1,160	3,624	10,894	15,678

※死亡欄の( )は災害関連死として認定された人数(内数)

資料：平成30年7月豪雨災害による被害等について(R1.6.5時点)（広島県ホームページ）より作成



## Ⅱ. 安全・安心に暮らせる

### ■ 災害に強いまちづくりの普及・啓発

#### ⑧都市防災に関する情報の発信・啓発

##### 現 状

各自治体によるハザードマップの作成・公表の取組は進んでいる【Ⅱ－⑧－1】が、住民への周知不足などにより災害時の避難行動につながっていない現状がある。平成30年7月豪雨においても、避難の遅れから多くの人的被害が発生しており、都市防災に関する情報発信のあり方と避難行動に対する住民の意識改革が大きな課題となっている。

#### ■ Ⅱ－⑧－1 ハザードマップの公表状況(土砂災害, 洪水, 高潮, 津波, 地震)

・土砂災害ハザードマップは全市町で公表済みである。

市町名	土砂災害	洪水	高潮	津波	地震
広島市	○	○	○	○	○
呉市	○	○	○	○	○
竹原市	○	○	○	○	○
三原市	○	○	○	○	○
尾道市	○	○	○	○	
福山市	○	○	○	○	○
府中市	○	○			
三次市	○	○			
庄原市	○	○			
大竹市	○	○	○	○	
東広島市	○	○	○	○	○
廿日市市	○	○	○	○	○
安芸高田市	○	○			○
江田島市	○		○	○	○
府中町	○	○		○	○
海田町	○	○	○	○	
熊野町	○	○			
坂町	○		○	○	○
安芸太田町	○	○			
北広島町	○	○			
大崎上島町	○		○	○	
世羅町	○	○			
神石高原町	○				

資料: 広島県のハザードマップ公表状況(広島県ホームページ)



## Ⅱ. 安全・安心に暮らせる

### ■ 中心市街地，周辺の拠点地区に求められる市街地整備のあり方

#### ⑨ 歩きやすく移動しやすい都市空間づくり

##### 現 状

中心市街地や拠点地区では，歩行者空間整備が進んでいるものの，狭隘な道路に歩車が混在している地区がある【Ⅱ－⑨－１】。

##### ■ Ⅱ－⑨－１ 歩車分離が進んでいない市街地の事例

- ・古くからの市街地では，歩道整備がされておらず，歩行者と車両の分離がなされていない道路空間となっている地域がある。



## Ⅱ. 安全・安心に暮らせる

### ■ 中心市街地、周辺の拠点地区に求められる市街地整備のあり方

#### ⑩ エネルギーの効率的利用による都市空間の低炭素化

##### 現 状

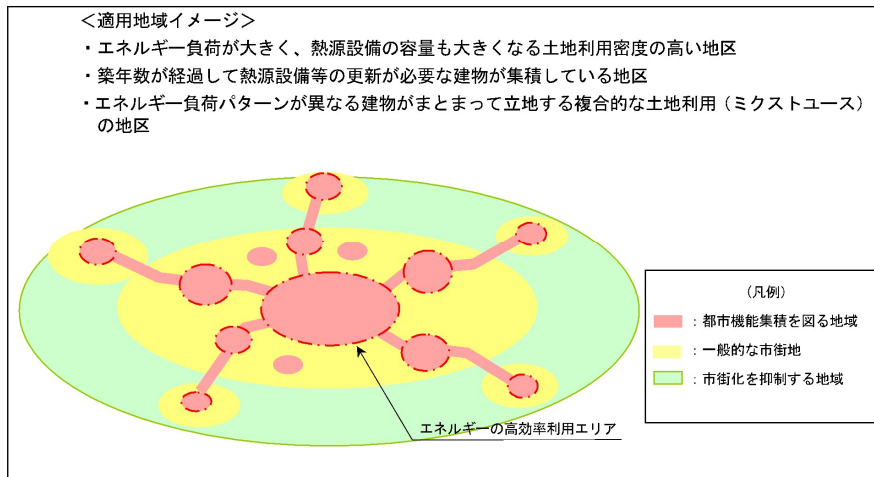
平成23年の東日本大震災では、エネルギーの需要に対して、十分な供給ができない問題が発生し、エネルギー負荷の小さい都市づくりの必要性が問われるようになった。

そのため、中心市街地や拠点地区などの人口や都市機能が集積する地域では、市街地整備に合わせて、エネルギーの効率的利用に取り組むことが有効である【Ⅱ－⑩－1】。

#### ■ Ⅱ－⑩－1 低炭素まちづくりの考え方

・「低炭素都市づくりガイドライン(国土交通省)」では、低炭素まちづくりに向けた、地区・街区単位での効率的なエネルギー利用の考え方、エネルギー負荷を削減するための対策例などが示されている。

##### ○ 建物及び地区・街区のエネルギーの利用効率を向上するエリアの概念図



##### ○ エネルギー負荷を削減するための対策例

対策	概要
① 老朽建築物の面的な建替え	<p>老朽化した建物の建替えにあたっては、新しい建物の高断熱化と高効率な建築設備を導入することで、建物の省エネルギー性能が向上し、CO<sub>2</sub>排出量の削減を図ることができる。</p> <p>市街地再開発事業や土地区画整理事業、民間の都市開発事業などによる面的な都市機能の更新・集約化は、建物の省エネルギー性能向上に加えて、(2)①のエネルギーの面的利用の契機にもなる。</p> <p>集約型都市構造の形成に向けた都市機能の集約化は、エネルギー利用の効率化にもつながる。マンション等の集合住宅は、戸建住宅に比べて、一戸当たりのエネルギー消費量は少ないことから、集約化による建物の省エネルギー効果は高い。</p>
② エリア・エネルギー・マネジメント・システム(AEMS)	<p>既存市街地では建物建替えや再開発等の機会がないと設備機器更新は進みにくい。(2)①b.の「建物間熱融通」の対策とともに、エリア内での「エネルギー・マネジメント・システム(EMS)」は既存市街地の既存建物群に対する面的な省エネルギー対策として有効である。EMSは、情報通信技術(IT)を活用した複数建物(既存、新設を問わず)の一括エネルギー管理の手法であり、「ITを活用したエネルギーの面的利用」とも言うことができる。</p> <p>建物のエネルギー使用量は、機器の経年劣化や建物の用途変更など運用変化に適切な対応をとらなければ増加する傾向にある。設備更新などで一時的には改善できるが、中長期的には運転管理データを経年的に計測・分析し、適切な運転管理が求められる。この継続的な計測管理を地区内の建物群に適用するのがAEMSである。</p>

図 2-2-2 エリア・エネルギー・マネジメント・システム(AEMS)の概要

資料: 低炭素都市づくりガイドライン(国土交通省)

## Ⅱ. 安全・安心に暮らせる

### ■ 特定課題への対応

#### ⑪ 空き家対策

##### 現 状

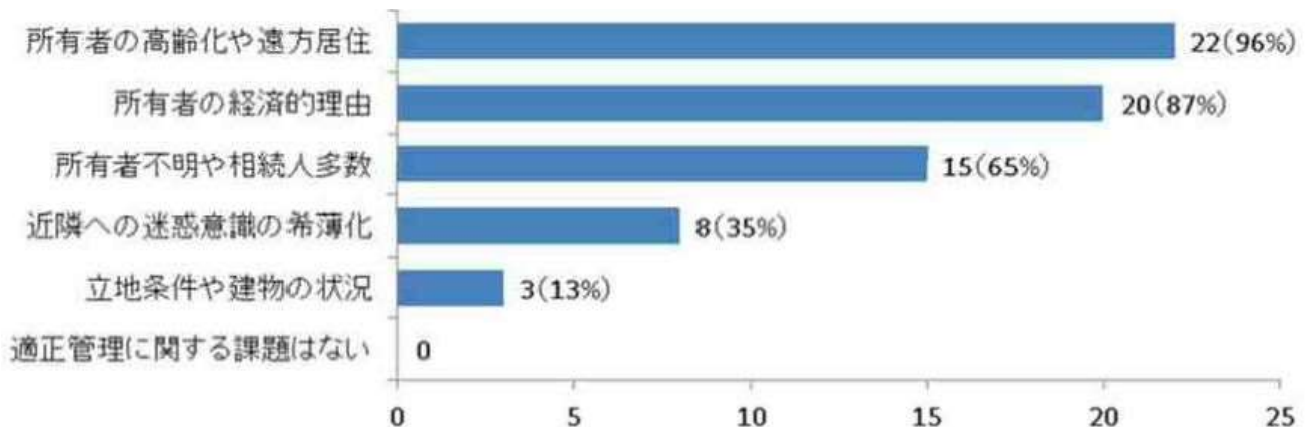
県下の空き家数は増加傾向にあり、その中には所有者の高齢化や遠方居住，経済的理由などから適正な管理がなされず【Ⅱ－⑪－1】，防災，衛生，景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家が存在する【Ⅱ－⑪－2】。

平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され，市町が特定空き家の除却を含めた空き家対策を進める枠組みが整っている【Ⅱ－⑪－3】。

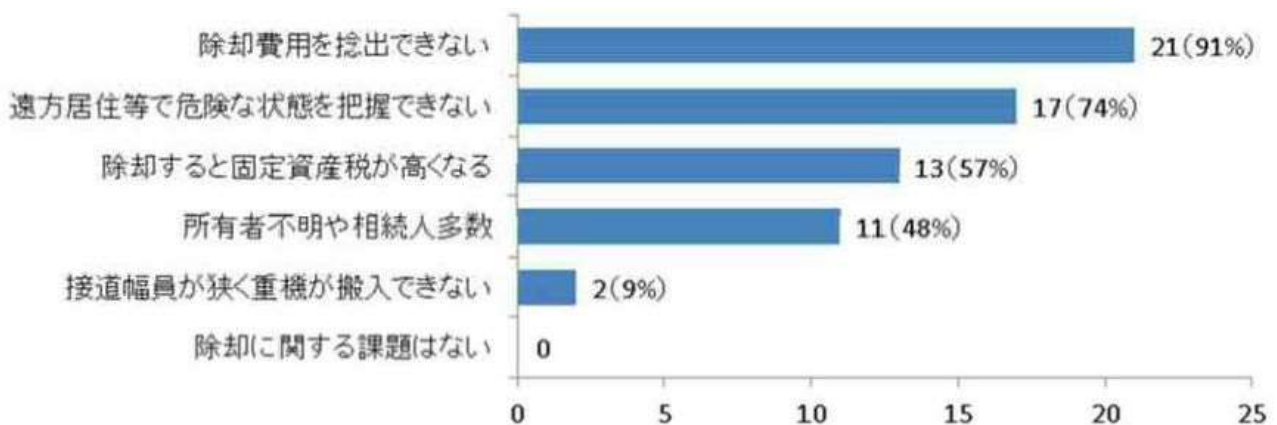
#### ■ Ⅱ－⑪－1 空き家の所有者が抱えていると思われる問題

・空き家問題等に関する市町アンケート調査では，空き家の適正管理や除却に関して空き家の所有者が抱えていると思われる問題として，所有者の経済的理由や遠方居住等による管理の困難さなどが挙げられている。

##### ア. 適正管理(n=23:複数回答)



##### イ. 除却(n=23:複数回答)

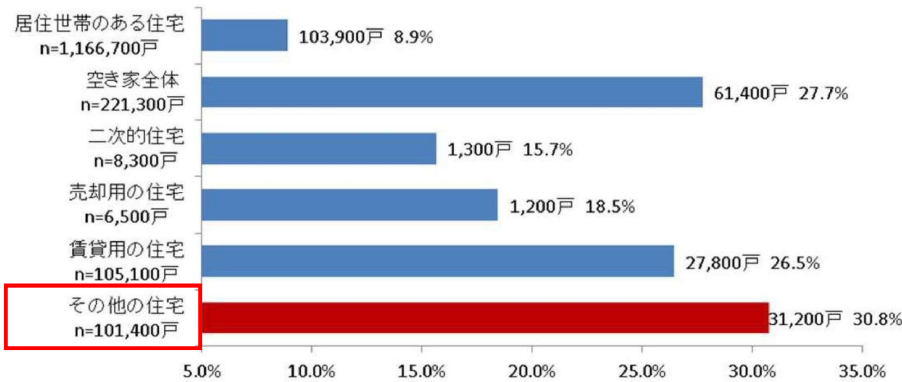


資料：広島県空き家対策対応指針(広島県)



## ■ II - ⑪ - 2 空き家の管理状況

・空き家のうち、「その他の住宅(長期にわたって居住者が不在の住宅, 建て替えのため取り壊すことになっている住宅など)」では, 腐朽・破損がある割合が30%を超えており, 管理が不十分な状態となっているものが多くある。



腐朽・破損がある割合 (総務省 平成25年住宅・土地統計調査)

居住世帯のない住宅		住宅の種類定義	
一時現在者のみの住宅		昼間だけ使用しているとか, 何人かの人が交代で寝泊まりしているなど, そこにふだん居住している者が一人もいない住宅	
空き家	二次的住宅	別荘	週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で, ふだんは人が住んでいない住宅
		その他	ふだん住んでいる住宅とは別に, 残業で遅くなったときに寝泊まりするなど, たまに寝泊まりしている人がいる住宅
		賃貸用の住宅	新築・中古を問わず, 賃貸のために空き家になっている住宅
		売却用の住宅	新築・中古を問わず, 売却のために空き家になっている住宅
	その他の住宅	上記以外の人住んでいない住宅で, 例えば, 転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など (注: 空き家の区分の判断が困難な住宅を含む)	
建築中の住宅		住宅として建築中のもので, 棟上げは終わっているが, 戸締まりができるまでにはなっていないもの	

空き家の種類 (総務省 住宅・土地統計調査「用語の解説」)

資料: 広島県空き家対策対応指針(広島県)

## ■ II - ⑪ - 3 空き家対策計画の策定状況

・県内では18市町で「空き家対策計画」が策定済みとなっている。(平成30年3月31日時点)

	市区町村数	策定済み市区町村数	割合		市区町村数	策定済み市区町村数	割合		市区町村数	策定済み市区町村数	割合
北海道	179	52	29.1%	石川県	19	13	68.4%	岡山県	27	10	37.0%
青森県	40	9	22.5%	福井県	17	10	58.8%	広島県	23	18	78.3%
岩手県	33	15	45.5%	山梨県	27	14	51.9%	山口県	19	11	57.9%
宮城県	35	9	25.7%	長野県	77	31	40.3%	徳島県	24	11	45.8%
秋田県	25	11	44.0%	岐阜県	42	19	45.2%	香川県	17	10	58.8%
山形県	35	21	60.0%	静岡県	35	15	42.9%	愛媛県	20	9	45.0%
福島県	59	25	42.4%	愛知県	54	27	50.0%	高知県	34	34	100.0%
茨城県	44	30	68.2%	三重県	29	15	51.7%	福岡県	60	37	61.7%
栃木県	25	10	40.0%	滋賀県	19	15	78.9%	佐賀県	20	12	60.0%
群馬県	35	14	40.0%	京都府	26	9	34.6%	長崎県	21	12	57.1%
埼玉県	63	22	34.9%	大阪府	43	23	53.5%	熊本県	45	10	22.2%
千葉県	54	18	33.3%	兵庫県	41	23	56.1%	大分県	18	13	72.2%
東京都	62	20	32.3%	奈良県	39	19	48.7%	宮崎県	26	6	23.1%
神奈川県	33	12	36.4%	和歌山県	30	12	40.0%	鹿児島県	43	23	53.5%
新潟県	30	15	50.0%	鳥取県	19	5	26.3%	沖縄県	41	4	9.8%
富山県	15	14	93.3%	島根県	19	7	36.8%	合計	1,741	774	44.5%

※平成30年3月31日時点

資料: 空家等対策の推進に関する特別措置法関連情報

「空家等対策の策定に関する特別措置法の施行状況等について」(国土交通省ホームページ)